慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔商法五五四〕第三者の故意による保険事故の招致と保険者の免責(富山地裁平成二三年五月二七日判決)
Sub Title	
Author	李, 鳴(Ri, Min) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2015
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.88, No.4 (2015. 4) ,p.69- 82
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20150428-0069

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法　五五四〕第三者の故意による保険事故の招致と保険者の免責

（富山地方裁判所平成二三年五月二七日判決
平成二〇年(ワ)第六〇九号／平成二二年(ワ)第四二八号　保険金請求事件
判例時報二一四四号一三六頁）

〔判示事項〕

一　死亡事故を招致した請求者に少なくとも未必的故意があるとして、免責条項による免責を認めた事例

二　第三者の故意の事故招致行為をもって保険契約者の行為と同視しうるとして、免責条項による免責を認めた事例

〔参照条文〕

改正前商法六四一条・六八〇条・六八三条、保険法五一条・八〇条

〔事　実〕

(1)　本件契約の締結

亡Aと保険会社Yは、平成一九年四月三日、亡Aを保険契約者、被保険者とし、死亡保険金額を二〇〇〇万円、保険期間を同日から平成二〇年四月三日までとする内容の普通傷害保険契約（以下、「本件契約」という。）を締結した。

本件契約の普通保険約款には、次の定めがある（以下、「本件免責条項」という。）。

当会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかによって生じた傷害に対しては保険金を支払いません。

①　保険契約者（保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）または被保険者の故意

②　保険金を受け取るべき者（保険金を受け取るべき者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の

業務を執行するその他の機関）の故意。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りでありません。

なお、本件契約の時点で、亡Aの推定相続人は、その兄X_1と姉X_2のみであった。

(2) 本件事故の発生

亡Aは、平成二〇年一月三日午後一一時頃、愛知県犬山市所在の貸しボート店の駐車場内に駐車中の小型貨物自家用車（以下、「本件車両」という。）の中で、一酸化炭素中毒により死亡した（以下、「本件事故」という。）。

(3) 本件請求と抗弁

X_1とX_2は、Yを被告として、亡AのYに対する死亡保険金請求権を相続したと主張して、それぞれ各相続分（二分の一）に係る保険金一〇〇〇万円ずつの支払を求め、甲事件（平成二〇年(ワ)第六〇九号、原告X_1）と乙事件（平成二二年(ワ)第四二八号、原告X_2）を提訴した。

Yは抗弁として、甲事件X_1の請求に対しては、主位的には亡Aの死亡が、予備的には死亡の原因となった傷害が、X_1の故意に基づくものであること、乙事件X_2の請求に対しては、免責約款の適用上、X_1の行為が保険契約者または保険金受取人の行為と同一に評価できるとして、いずれも約款による免責を主張して争っていた。

(4) 本件の争点

①本件事故は、X_1の故意によるものか。②本件免責条項の適用に当たり、X_1の亡Aの死亡についての認識が必要か。③X_1が本件免責条項にいう保険契約者または保険金受取人に該当するか。

〔判　旨〕

X_1・X_2の請求はいずれも棄却（確定）

一　本件事故は、X_1の故意によるものかについて

まず、「X_1は、相当量の飲酒をし、かつ、就寝する態勢に入った亡Aが本件車両内にいることを認識した上で……本件コンロを意図的に本件車両内に残置し」、「残置した本件コンロ内の豆炭の不完全燃焼によって一酸化炭素が発生し、閉め切られた状態の本件車両内の空気中の一酸化炭素濃度が上昇し、その結果、本件車両内で就寝中の亡Aが一酸化炭素中毒に陥り……死亡したものと認められる」。

X_1本人が認めた事実によっても、「X_1が本件事故以前から豆炭が燃焼する際、一酸化炭素が発生することを認識して」いた。それに加えて、「亡Aは、平成一九年一月四日、

X_1と一緒に釣りをするために……七尾付近の海岸に来ていたが、その際、本件車両内で七輪を使って一酸化炭素中毒になり、意識不明の状態にな」ったことから、X_1は、「亡Aが危険な状態に陥った七尾の事件を実際に経験している」。また、「本件事故現場の状況からして、本件事故当時、野宿するのにふさわしい状況ではなかったにもかかわらず、本件車両の外で野宿して一夜を明かしたというX_1の行動は、X_1が」「亡Aが死亡に至る可能性が高いことを当然に予見していたはずである」「ことを裏付けるとともに、これを強く推認させるものである。」。

さらに、「X_1が本件事故当時経済的に困窮しており、かつ、亡Aの死亡により自ら契約に関与し、経済的負担をして維持していた保険等によって多額の金銭給付を受ける立場にあり、実際、亡Aの死後、それらの給付を請求し、その一部を受領して費消していることは、X_1が本件事故を故意に惹起する動機となりうる事情であるとともに、X_1が上記のとおり予見していたことを裏付けるものである。」。

以上より、「本件事故は、亡Aの死亡について少なくとも未必的故意を有するX_1によって招致されたものと認めるのが相当である。」。

二　本件免責条項の適用に当たり、X_1の亡Aの死亡についての認識が必要かについて

前記一の事実認定により、本件免責条項の適用に当たり、X_1の亡Aの死亡についての認識が必要かという争点について「判断するまでもなく、X_1の請求には理由がない」。

三　X_1が本件免責条項にいう保険契約者または保険金受取人に該当するかについて

「本件免責条項の趣旨は、保険契約者又は保険金受取人が故意に保険事故を招致したときにも保険金を入手できるとすることは、公益に反し、信義誠実の原則にも反するものであるから、保険金の支払を制限すべきであるというところにあると解される。

したがって、本件免責条項は、保険契約者又は保険金受取人が故意により保険事故を招致した場合のみならず、上記本件免責条項の趣旨に照らして、第三者の故意による保険事故の招致をもって保険契約者又は保険金受取人の行為と同一のものと評価することができる場合を含むと解すべきであり、その場合、当該第三者の行為をもって、保険契約者又は保険金受取人の行為ということができるというべきである。」

「X_1は、亡Aに本件契約に加入することを勧め、申込書の提出等、本件契約の手続を亡Aに代わって行っている。

また、亡Aは、本件契約の際、その内容を知っていたとは認められるが、上記面談の際の態度や本件契約当時の経済状況、実際、保険料をX_1がその大部分を支払っていることからすれば、本件契約を締結した動機は、専らX_1から要請されたからというものと推認され、自らの経済的負担において、本件契約に加入し、その利益を享受する積極的意思があったとは考え難い（……）。

そうすると、本件契約について、実質的に契約行為を行い、かつ、契約上の義務を負担していたのはX_1であるというべきである。そして、これに加えて、本件契約の時点で、亡Aの相続人はX_1とX_2であり、X_1は、亡Aが死亡した際、その死亡保険金の少なくとも一部を受領でき、本件契約による利益を享受しうる立場にあり、X_1はこのことを認識していたことも考慮すれば、X_1が故意により本件事故を招致した行為をもって、保険契約者である亡Aの行為と同視しうると認めるのが相当である。」

四　X_2の請求について

「以上のとおり、Yは、X_2の請求について、本件免責条項……によって免責されるから、それを主張するYの抗弁には理由があり、その余の点について判断するまでもなく、X_2の請求には理由がない。」

〔研　究〕判旨の結論には賛成である。

一　序　説

(1)　法律上の規定

改正前商法（平成二〇年法律第五七号による改正前の商法）においては、損害保険に関しても生命保険に関しても、保険契約者および保険金受取人（損害保険においては被保険者）の故意による事故招致を法定免責事由、すなわち、保険者が保険給付を行う責任を免れる事由としていた（改正前商法六四一条、同六八〇条一項二号・三号）。保険法においても、損害保険については一七条、生命保険については五一条が改正前商法の規定を若干修正した上で受け継いでいるとともに、新設された傷害疾病定額保険については八〇条が同旨の規定を設けている。本件契約は、保険法の施行日（平成二二年四月一日）より前に締結されたものであることから、改正前商法の規定を適用することとなる。

(2)　約款上の規定

改正前商法の下より、各損害保険会社と生命保険会社の約款においても法定免責の趣旨に基づき、保険契約者または保険金受取人の故意による事故招致を約定免責事由として規定するのが通例である。本件免責条項②号にいう「保険金を受け取るべき者」とは、改正前商法六八〇条一項二

号の「保険金額ヲ受取ルヘキ者」と同様に、指定保険金受取人だけでなく、保険金請求権の相続、譲渡または質入れにより事実上保険金を受け取るべき地位にある者も含まれる（大森忠夫『保険法〔補訂版〕』〔有斐閣、一九八五年〕二九三頁、山下友信『保険法』〔有斐閣、二〇〇五年〕四七一頁注五八）。また、同②号の但書も改正前商法六八〇条一項二号但書と同じく、保険金受取人が複数あるとき、そのうちの一部が故意に保険事故を招致した場合には、他の受取人が受け取るべき金額については保険者が免責されない旨を規定している。これは、善良な他の保険金受取人の利益を保護するという趣旨によるものである。

本判決には記載されていないものの、改正前商法の下の傷害保険普通保険約款においては、一般的に次の規定が設けられていた。つまり、被保険者の死亡により死亡保険金が支払われる場合において、①死亡保険金受取人の指定がないときは、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とし、②死亡保険金受取人の指定があったが、その死亡保険金受取人がすでに死亡しており、かつ新たな指定がなされていなかったときは、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人（法定相続人のうち死亡している者があるときは、その者については、順次の法定相続人）で生存している者を死亡保険金受取人とする。死亡保険金受取人が二名以上であるときは、前記①の場合では、法定相続分の割合により、前記②の場合では、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払うことになる。

なお、本判決の認定事実からでは、本件契約の締結時に死亡保険金受取人が指定されていたか否かは不詳であるが、いずれの場合においても、仮に保険者の免責が適用されなければ、約款の規定により亡Aの法定相続人であるX_1とX_2はYに対し、死亡保険金受取人として死亡保険金一〇〇〇万円ずつの請求権を取得したものと考えられる。

(3) 検討の対象

本判決の焦点は、①未必的故意（「未必の故意」とは、罪を犯す意思たる故意の一態様であり、犯罪の実現自体は不確実ではあるものの、自ら企図した犯罪が実現されるかもしれないことを認識しながら、それを認容している場合を意味する。刑事裁判上は、故意があるものとして裁かれる。—井田良『講義刑法学・総論』〔有斐閣・二〇〇八年〕一六二頁以下等参照）の法理によって被保険者の死亡が保険金受取人の一人の故意による事故招致に該当することを認定したこと、②第三者の故意による保険事故の招致をもって保険契約者の行為と同一に評価できること、および

③被保険者を殺害した保険金受取人が保険契約者にも当たるものとして保険者は全部免責となるので、故意による保険事故の招致に関与していない他の保険金受取人の請求についても免責を認めたところにあると考える。

前記①に関しては、事実認定の問題である。判例、学説の多くは、保険法上における保険者の故意免責にいう故意には、いわゆる確定的故意のほか、未必の故意も含まれると解されている（東京高判昭和六三年二月二四日判時一二七〇号一四〇頁、神戸地尼崎支判平成三年二月一九日判時一四一四号一〇六頁、最判平成四年一二月一八日判時一四四六号一四七頁、東京地判平成一三年七月三一日交民集三四巻四号九八二頁。以上、いずれも損保事例。石田満「判批」ジュリ九〇九号〔一九八八年〕五一頁、倉澤康一郎「判批」商法（保険・海商）判例百選（一九九三年）二七頁、落合誠一「判批」ジュリ一〇一八号〔一九九三年〕一二九頁、西島梅治『保険法〔第三版〕』〔悠々社、一九九八年〕二五二頁）。これに対し、故意免責が認められるためには、結果発生の蓋然性が高いことを要し、そのことを認識していた限りで故意に当たるとすれば足り、未必の故意の概念を持ち出す必要はないとの見解もある（山下友信「故意の保険事故招致免責規定と未必の故意」ジュリ八五四号〔一九八六年〕七三頁）。本判決は前者の立場、すなわち未必的故意の法理を採用している。この点について、判旨は直接事実と間接事実に基づき極めて詳細かつ慎重に認定し、その結果、亡Aの死亡がX_1の故意による他殺であると推認した。かかる結論については特段の異論はみられないので（一部報道によれば、平成二四年四月にX_1が本件につき殺人容疑で逮捕され起訴されたとのことである。後記参照）、紙幅の都合上、本稿では、これを検討の対象とはしないこととする。

前記②と③に関しては、その結論の妥当性または理論構成について疑問があるところである。本稿にいう第三者の故意による保険事故の招致は、被保険者が自殺するために嘱託殺人や自殺幇助のように他人の手によって自己を死に至らしめたのではなく、保険契約者兼被保険者以外の第三者の故意によるものである。第三者の保険事故招致と保険者免責に関するこれまでの文献においては、保険契約者または保険金受取人が法人であるものが多い（甘利公人「法人の保険事故招致」文研論集一三三号〔二〇〇〇年〕二三頁、山下典孝「生命保険契約における法人による保険事故招致免責に関する若干の考察」生保論集一四一号〔二〇〇二年〕一八一頁、岡田豊基「生命保険契約における法人に

よる被保険者故殺免責」生保論集一五七号〔二〇〇六年〕一〇九頁等）が、自然人に関する文献は少ない。また、その第三者を保険金受取人と同視する裁判例が多数存在するが（大阪地判昭和六二年一〇月二九日文研判例集五巻一七三頁、熊本地判平成一三年七月二四日生保判例集一三巻五七八頁、その控訴審である福岡高判平成一四年三月一三日生保判例集一四巻七〇頁、札幌高判平成一五年一月二八日生保判例集一五巻五二頁、名古屋高判平成二一年四月二四日判時二〇五一号一四七頁、岐阜地判平成二三年三月二三日判時二一一〇号一三一頁等）、保険契約者と同視する裁判例は極めて少ない（実質的保険契約者性を判断した公刊裁判例として、後述の福岡高判平成一四年三月一三日がある。）。さらに、本判決では、保険契約者の故殺免責と、保険金受取人の故殺免責における受取人の一部による故殺の場合に残りの受取人の権利について免責とならない旨の規定との関係が問題となる点で、他の事例と異なる。

したがって、本稿においては、②と③の問題に絞って、検討することとする。

二　第三者の故意による保険事故の招致と契約当事者の認定との関係

(1)　疑問の所在

本件「事実」において、Yの抗弁として「免責約款の適用上、X_1の行為が保険契約者又は保険金受取人の行為と同一に評価できる」と記載されている。これにより、Yは、主位的には本件免責条項①号（契約者故殺免責の条項）、予備的には本件免責条項②号（受取人故殺免責の条項）を適用することを主張していると考えられる。判旨は、X_1の行為が保険契約者の行為と同視しうると認定した上、契約者故殺免責の条項を適用するとの結論を下した。

X_1の行為を「保険契約者の行為と同視する」場合と「保険金受取人の行為と同視する」場合の法的効果は、以下において異なる。まず、「保険契約者の行為と同視する」場合には、契約者故殺免責の条項を適用して保険者は二〇〇〇万円全額免責となるのに対し、「保険金受取人の行為と同視する」場合には、受取人故殺免責の条項を適用して他の保険金受取人であるX_2が受け取るべき一〇〇〇万円については免責とならない。次に、保険料積立金の払戻しにもかかわってくる。本件事案では、契約の種類は傷害保険であること、および契約締結から保険事故発生まで一年未満であることから、保険料積立金はなかったものと思われるが、理論的には、契約者故殺免責では、保険料積立金は払い戻されないのに対し、受取人故殺免責では、保険契約者

に保険料積立金が払い戻される（改正前商法六八〇条二項）。これは、信義則に違反した保険契約者に対する制裁という趣旨によるものと解される（山下友信・前掲書四七八頁）。もっとも、実務上、保険契約者による被保険者の殺害があった場合にも、保険者が利得する理由もないという観点から、保険契約者に対して解約返戻金相当額を支払う旨を約款に規定している会社もある（たとえば、日本生命）。

そこで、本判決は、なぜ受取人故殺免責の条項ではなく、契約者故殺免責の条項を適用したのか、第三者の故意による事実招致を保険契約者のそれと同視するための法理をどのように構成し、いかなる判断基準に基づいたものかについて考察する必要があると考える。

⑵　従来の学説状況

本件事案は、保険契約者が誰かという契約当事者の認定問題にもかかわる。これについて、従来、議論したものは比較的少ないが、①表示説（保険契約申込書において保険契約者と表示されている者）、②行為者説（保険契約者として振舞っている者）、③保険料負担者説（保険料の実質的負担者）に分類できるとされている（山下孝之「生命保険契約における当事者確定論」所報五五号〔一九八一年〕九五頁以下。なお、山下孝之はこの問題に関する最初の研究者といわれている。）。

保険者における契約管理の観点からは、表示説以外の理論構成によれば、その運用において大きな混乱をもたらす懸念がある。特に保険料の実質的負担者が誰であるのかは、そもそも保険者において正確に把握しえない事柄であるため、保険者の関知しえないところで保険契約者の地位の承継が生じることとなりかねない。名義人と保険料負担者との間における紛争は、不当利得あるいは贈与や立替払契約等の理論構成によって清算を行うことが可能であるが、それはあくまで保険契約者・保険料負担者間の内部問題であり、保険契約の外で解決されるべきであると考えられている（神部美香「こども保険において、保険料負担者等が実質的な保険契約者足りえるか」保険事例研究会レポート二五一号〔二〇一一年〕二三頁）。

一方、保険契約者として表示されている者以外の者が当初より保険金取得を企図しているケースは後を絶たない。保険契約は射倖契約であり、特別の善意と信義誠実が要請されるのであるから、当初より保険制度を悪用し、実質的な契約者である者が被保険者を殺害した場合には、表示された者ではなくても、免責条項にいう契約者であると認め

てもよい。ただ、一律的な基準で解決すべきではなく、個別の事実関係を踏まえ、関係者の利益衡量によって契約当事者を認定せざるをえないとの見解が有力に主張されている（山下友信・前掲書一〇三頁）。

(3) 判例・裁判例の動向

これまで、解約返戻金の帰属等をめぐる契約上の保険契約者の認定に関する裁判例がいくつかある。そのうち、行為者説ないし保険料負担説の裁判例としては、大阪高判平成七年七月二一日金判一〇〇八号二五頁、札幌地判平成八年一〇月三一日生保判例集八巻六九三頁、最判平成一〇年二月二六日生保判例集一〇巻九三頁、岡山地判平成一五年二月三日生保判例集一五巻七四頁等、表示説の裁判例としては、大阪地判平成八年二月六日生保判例集八巻三四五頁、名古屋地判平成一五年五月一四日生保判例集一五巻三一八頁等がある。

一方、第三者による被保険者の故殺を保険契約者による故殺と評価できるかが問題となった生命保険や傷害保険の裁判例は極めて少ないが、①福岡高判平成一四年三月一三日生保判例集一四巻七〇頁（原審は熊本地判平成一三年七月二四日生保判例集一三巻五七八頁）、②札幌高判平成一五年一月二八日生保判例集一五巻五二頁、③岐阜地判平成二三年三月二三日判時二一一〇号一三一頁の三件がみられる。そのうち、①と③は、実質的保険契約者の行為と同視できると判断した。ただし、③の控訴審（名古屋高判平成二四年三月二三日〔判例集未登載〕）は、一審の判断を変更し保険会社に保険金の支払を命じる判決を下した。②については、一審においては、被保険者の故殺をした第三者が実質的な保険契約者の認定に至らず、保険金受取人の行為と同視して重大事由による解除を認めた。もっとも、控訴審においては、公序良俗違反による生命保険契約の無効を認めた。そして、①については、一審、二審とも、故意に保険事故を招致した第三者が、貸金の返済を確保する目的で保険料を出捐し続けていたことや、被保険者の労災年金証書、銀行預金通帳、保険証券および届出印を預かって、保険契約を実質的に管理していたことなどから、保険契約者の故意による保険事故招致と同視しうると評価して、契約者故殺免責の条項の適用を肯定した。①の裁判例に本件事案との類似性があると考える。

(4) 平成一四年最判の本判決への射程

最判平成一四年一〇月三日民集五六巻八号一七〇六頁（以下「平成一四年最判」という。）は、会社を保険契約者兼保険金受取人とし、会社の代表取締役を被保険者とする

生命保険契約において、当該代表取締役が平取締役である妻に個人的動機によって殺害された事案である。本判旨は、明確に平成一四年最判に言及しているわけではないものの、本件免責条項の趣旨は、保険契約者または保険金受取人が「故意に保険事故を招致したときにも保険金を入手できるとすることは、公益に反し、信義誠実の原則にも反するものであるから、保険金の支払を制限すべきであるというところにある」と、平成一四年最判の判旨をそのまま引用した上で、平成一四年最判と同様に、公益や信義誠実の原則という本件免責条項の趣旨に照らして、本件免責条項は、保険契約者または保険金受取人その者が故意により保険事故を招致した場合のみならず、第三者の故意による保険事故の招致をもって保険契約者または保険金受取人の行為と同一のものと評価することができる場合をも含むと判示している。そのため、平成一四年最判の射程が本件のような事案に及んでいるかという疑問が生じている。

平成一四年最判の事案は、法人が保険契約者兼保険金受取人であって、被保険者を故意に死亡させた第三者が当該会社の取締役である場合を対象とした判例で、しかも実質的には保険金受取人の故意に即して検討しているとみられるのに対して、本件は、保険契約者が自然人で、また保険契約者と保険金受取人が異なる事案であるということから、そのまま参照するのは適切ではないとする見解が多い（山下友信教授コメント―嶋寺基「判批」保険事例研究会レポート二六五号〔二〇一二年〕九頁、松原浩晃「判批」保険事例研究会レポート二六〇号〔二〇一二年〕二三頁、金判一三七五号〔二〇一一年〕本判決コメント五八頁等）。しかし、平成一四年最判の故意免責の趣旨に関する解釈、および「被保険者を故意に死亡させた第三者の行為が、公益や信義誠実の原則に照らして保険契約者又は保険金受取人の行為と同一のものと評価される場合を含む」との判旨は、法人に限定したわけではなく、一般論として示唆したものと理解する。そうであれば、かかる判旨は、自然人を保険契約者または保険金受取人とする場合に射程が及ぶとしてもさしあたり適切であろうと考えられる（同旨、伊藤雄司「傷害保険契約における実質上の保険契約者による故意の事故招致」損害保険研究七四巻二号〔二〇一二年〕一七六頁）。

(5)　本判決の判断

本判決は、以下の認定事実を踏まえ、X_1の故意による本件事故の招致行為を「保険契約者である亡Aの行為と同視しうると認めるのが相当である」と結論付けた。

①主体的に本件契約の手続を行ったのはX_1であること。X_1は、亡Aに本件契約に加入することを勧め、申込書の提出等、本件契約の手続を亡Aに代わって行っていた。

②亡A自身が本件保険契約にあまり関心をもっていなかったこと。亡Aは、本件契約の際、その内容を知っていたとは認められるが、面談の際の態度（営業職員との面談の際、亡Aは本件契約に関心がない様子であった。）や本件契約当時の経済状況（亡Aは授産施設に入って、月二、三万円の収入しかなかった。）に鑑み、自らの経済的負担において、本件契約に加入し、その利益を享受する積極的意思があったとは考え難い。

③保険料の大部分をX_1が支払っていたこと。X_1が負担した保険料二万七〇〇〇円、既払保険料の七八％（既払保険料は約三万四六〇〇円、うち、亡Aの負担額は約七六〇〇円）であった。

④X_1が本件契約による利益を享受しうる立場にあったこと。亡Aが死亡した際に、X_1がその死亡保険金の少なくとも一部を受領しかつ費消した。もっとも、④に関しては、X_1が故意により本件事故を招致した動機を裏付ける追加説明にすぎず、X_1を保険契約者とする認定を裏付ける根拠となるものではないと考えられる。

以上より、X_1の法的位置付けは、単に死亡保険金受取人のみでなく、実質的な保険契約者でもある。そうすると、契約者故殺免責と受取人故殺免責のいずれの条項も適用することができると考えられる。もっとも、前述の改正前商法六八〇条二項の趣旨に鑑み、契約当事者である保険契約者が故意に保険事故を招致するのは、契約上の信義則に反することになるため、より厳しい制裁を科す必要がある。したがって、本判旨は、受取人故殺免責の条項ではなく、契約者故殺免責の条項を適用するとの判断が妥当であると考える。

三　事件に関与していない死亡保険金受取人との関係

(1)　疑問の所在

本件死亡保険金受取人がX_1一人のみであれば、契約者故殺免責の条項を適用する本判旨の結論に異論がないと思われる。ところが、本件契約上、死亡保険金受取人はX_1とX_2の二名であった。甲事件では、X_1の行為を保険金受取人の故意による保険事故招致として受取人故殺免責の条項を適用するのであれば、事故招致者以外の受取人が受け取るべき金額については保険者免責とされないことから、これに依拠する限り、事故招致に関与していない（少なくともその関与が認定されていない）X_2の請求については、請求認

容の結論を導くべきことになる。しかし、本判旨は、X_1の保険事故招致を保険契約者の行為と同視して契約者故殺免責の条項を適用する、すなわち、保険者は全部免責となることによって、X_2の請求についても棄却した。

そこで、故殺に無関係な保険金受取人の利益という観点から、このような結論を疑問視して、Yの免責がせいぜいX_1に対する関係で成り立ちうる評価にとどまり、X_2の請求についてまで、認められるべきものではないとの見解がある（前掲・金判一三七五号本判決コメント五九頁等）。この点について、本判旨では明確な説明がなされていないが、以下の観点より、かかる結論も妥当であると考える。

(2) X_2の請求が認められない理論構成

同一の事件に関して異なる結論が出るのは適切ではないという観点から、甲事件においてX_1の行為が実質的に保険契約者の行為と評価された以上、乙事件におけるX_2の請求との関係においても、X_1を実質的保険契約者とし、これによる故殺を前提として判断するのが相当である。

学説上、保険金受取人は保険金支払につき直接的利益関係者であるから、保険契約者の被保険者故殺について、関与していないにもかかわらず保険金を取得できない結果を生ずることは不合理であり、被保険者を故殺した保険契約者に対する制裁は刑事責任に任せれば足りるとの批判がある。立法論としては、保険契約者の被保険者故殺の場合に保険金受取人との関係を分離して保険者免責としない方向で改正すべきであるとの見解があった（生保試案一二〇頁参照）。

これに対し、保険料を支払って保険契約を存続させているのは保険契約者である。ことに生命保険契約にあっては、被保険利益による制約がないので、被保険者の同意さえ得られれば、保険契約者は自由に保険金受取人を変更できる。保険契約者の地位は、保険金受取人のそれに比して甚だ強力で、保険利益の真の帰属者であるといえる。したがって、かかる保険契約者の被保険者故殺につき、保険者の免責が認められるのはむしろ当然であって、各国の立法例においても、その例外を認めるものがないことは、これを裏付けるものといえると有力に反論されていた（榊素寛「故殺・自殺・保険事故招致免責の法的根拠」黒沼悦郎＝藤田友敬編『企業法の理論（下巻）江頭憲治郎先生還暦記念』〔商事法務、二〇〇七年〕三四六頁等参照）。因みに、現行ドイツ保険契約法一六二条によれば、他人を被保険者とする死亡保険について保険契約者による事故招致があった場合には、保険契約者が受取人であるか否かを問わず、保険者

は免責される。

四　結　語

(1)　本判決の位置付け

本判決は、保険契約者兼保険金受取人が自然人である契約における第三者の故意による保険事故の招致と保険者の免責を認定した例として、以下の点に関して、理論面のみならず実務面においても参考になると思われる。

第一に、本判旨は、第三者の故意による保険事故の招致が保険契約者のそれと同一のものと評価できる判断基準について、保険契約の締結行為への主導的かつ積極的な関与およびその動機、保険料負担の実態、保険契約を実質的に維持・管理ないし利用・支配している場合等を総合的に考慮して判断することを示唆している。

第二に、本判決は、①契約者故殺免責と受取人故殺免責の条項を両方とも適用できる場合において前者を適用したこと、②契約者が自然人である契約における第三者の故意による保険事故の招致をもって保険者の免責を認定したこと、③同一人の招致した同一事故についての異なる二人の請求について、故殺に無関係な死亡保険金受取人の取得分も含めて全部免責という結論を導いているところに特徴がある。これは筆者の知る限り、初めての裁判例ではないかと思われる（同旨、永原稔＝牧純一「評釈」保険法・判例研究⑲〔二〇一二年〕一五二頁）。もっとも、第三者の故意による保険事故の招致に何ら関与していない他の保険金受取人が存在する場合には、当該受取人の保険契約上の固有の利益にかかわるため、保険契約者の故意免責を適用するに当たって、慎重に判断し合理性を十分に説明する必要があると考える。

第三に、保険法は、保険契約者および保険金受取人の故意による事故招致に関する法定免責事由については、前述のように改正前商法の規定を受け継いでおり、さらに、保険契約者兼保険金受取人の故意による事故招致については、保険契約者に関する免責規定が保険金受取人に関する規定に優先することも明確化している（保険法五一条・八〇条三号括弧書。法制審議会保険法部会においては、保険契約者または保険金受取人と同視すべき第三者に関する規律を設けることが検討されていたが、結局、事案に応じてケース・バイ・ケースで判断するのが適当であることから、明文の規定を設けないものとされた。第五回議事録一九頁以下）。したがって、本判決は、保険法の免責規定の相互関係を理解する上においても大きな意義を有するものと考える。

(2) その他の法理適用の可能性

本件事案は、X_1は保険金取得目的で亡Aを殺害したことが強く推測されるため、重大事由による解除の適用も考えられる。また、本件契約が当初から保険金取得目的で締結されたものと認められる場合には、公序良俗違反による無効の法理を適用する余地もある。両方の法的効果は、他の保険金受取人が存在するとしても、保険者に保険金の支払義務が一切ないこと、および保険料積立金等の払戻しは不要とされるところが故意免責の法理と異なる。なお、本件事案に関しては、仮に亡Aが死亡せずに傷害または後遺障害が生じた場合には、亡Aが受領すべき保険金についても保険契約者の故意免責を適用することになるのか、また、乙事件の受理年度が甲事件のそれより二年も遅れたこと、およびX_2は亡Aにより扶養されていた事実などがみられないことから、X_2と亡Aの関係が希薄であることが推測できる。しかし、仮にX_1が配偶者で、X_2が親か子供の場合はどのような結論が出るのか等、派生する課題も多数残されるように思われる（同旨、嶋寺・前掲判批八頁）。

後記：一部の報道によれば、平成二四年四月にX_1が本件につき殺人容疑で逮捕され起訴され、一審（名古屋地判平成二六年七月一〇日）、二審（名古屋高判平成二六年一二月一六日）とも懲役三〇年の判決を言い渡し、最高裁判所も、平成二七年三月二五日に上告を退ける決定をして、懲役三〇年の判決が確定することになったとのことである（毎日新聞二〇一二年五月一四日中部朝刊二三頁、日本経済新聞二〇一四年七月一一日名古屋朝刊二一頁、毎日新聞二〇一四年一二月一七日中部朝刊二四頁、読売新聞二〇一五年三月二六日中部朝刊三一頁等）。

李　鳴